

## J O B フェア実施事業費補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 13 日  
産業経済部長 決定

### (趣旨)

第 1 条 市は、求職者の就労機会及び当地域の企業の雇用機会の拡大と推進に寄与するため、加古川公共職業安定所管内雇用対策協議会に対し、J O B フェア実施事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年加古川市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の種類等)

第 2 条 補助金等の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第 3 条 補助申請者は、規則第 5 条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (消費税等仕入控除税額の報告等)

第 4 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第 1 号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

### (補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
(失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	求職者の就労機会の拡大と早期就職及び当地域の企業の雇用機会の拡大と推進に寄与するために、加古川公共職業安定所管内雇用対策協議会が実施する、JOBフェア（求職者と当地域の企業等のマッチングイベント：合同就職面接会）を支援するため。
補助金等の範囲	対象となる者	加古川公共職業安定所管内雇用対策協議会
	対象となる経費	次の事業の実施に必要な経費 ①JOBフェア実施に関する事業 ②その他、第1条の目的で行う事業 （対象経費） 需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料 セミナー等の講師依頼に係る経費（報償金、旅費）
補助金等の補助率又は額	補助率	補助対象経費の1/2以内
	補助金の額	予算の範囲内（上限 50万円） 千円未満の端数は切り捨てる

様式第1号（第4条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

印

(代表者氏名 )

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
補助金交付決定額			円
補助金の交付申請時に減額した消費税等仕入控除税額 ※1			円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 ※2			円
補助金返還相当額 (※2の額から※1の額を差し引いた額)			円
添 付 資 料		1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）	